



旧函館区公会堂

目次

1 倫理綱領・行動規範について	2～4
2 新人社会福祉士の紹介	5
3 ベテラン社会福祉士の視点	6～7
4 地区支部からのお知らせ	8～9
5 Breaktime ～三択クイズ～	10
数字で見る北海道社会福祉士会	10

— 会員の動向（10月31日現在） —

○総会員数	1,866名
○入会率	14.52%
○新入会員数（転入含）	109名（累計）
○退会員数（転出含）	9名（累計）

発行人 出町 勇人
発行所 事務局
編集 企画総務委員会
(委員長 網淵 美穂)

— 会員の皆様へ —

LINE公式アカウント、
公式Facebook未登録の方は
ぜひご登録ください。



LINE公式アカウント



公式Facebook（フェイスブック）
(<https://www.facebook.com/hokkaidocsw/>)



〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

TEL.011-213-1313 FAX 011-213-1314

メールアドレス info@hokkaido-csw.or.jp



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、
より多くの人に見やすく読みまちがえにくい
デザインの文字を採用しています。

【倫理綱領・行動規範について】

公益社団法人
北海道社会福祉士会
副会長 岩佐 宏希

1. はじめに

2014年7月、国際ソーシャルワーク連盟 (IFSW) 総会および国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) 総会において、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」が採択されました。その後、2020年6月30日に日本社会福祉士会総会において、新しい「社会福祉士の倫理綱領」が採択されました。

北海道社会福祉士会では、社会福祉士がソーシャルワークを必要とする人々に必要とされる専門職となるよう、知識や技術等の向上に努めるため、倫理綱領・行動規範の遵守の徹底を目的におおむね年1回程度研修会を開催しています。本稿では、2023年3月に開催された倫理綱領・行動規範研修の内容をお伝えします。

2. 倫理綱領とは何か

(1) 倫理綱領とは

私たち社会福祉士の実践は難しい判断の連続であり、その中でジレンマを感じることも多いと思います。このような日々の実践において、社会福祉士としてどうすべきなのか、その道筋を示すものが専門職倫理です。専門職倫理を倫理基準として明文化したものが倫理綱領です。そしてソーシャルワーク専門職のグローバル定義を拠り所として社会福祉士がとるべき姿勢や行動を示したものが、倫理綱領だといえます。

(2) 倫理綱領の構成要素

社会福祉士の倫理綱領は、グローバル定義を含む全文、原理、そしてその原理に基づく倫理基準（クライアント、組織・職場、社会に対する倫理責任、専門職としての倫理責任）によって構成されています。行動規範は、倫理綱領を行動レベルに具現化したもので、行動規範は倫理綱領の各項目を相対的に具現化したものと個別の行動として具現化したもので構成されています。

(3) 倫理綱領の機能

倫理綱領は複数の機能をもっています。ここでは主に5つの機能についてご紹介します。

① ソーシャルワーク実践の質を担保する機能

ソーシャルワーク実践において、クライアントの状況は多様であり、同じ形の実践はありません。しかし、多様な実践には社会福祉士という専門職倫理が根底にあります。それを実現できるのが倫理綱領・行動規範です。この役割を発揮するためには、すべての社会福祉士が実践に反映できるよう深く理解する必要があります。

② クライアントを擁護する機能

社会福祉士が倫理綱領に反した実践をせず、実践の質を担保するということは、結果的にクライアントの利益につながり、クライアントを擁護することにつながります。そして北海道社会福祉士会には倫理に反した実践が報告された場合の調査および懲戒などを定めた苦情対応システムがあり、結果的にクライアントを擁護する役割がさらに高められています。

③倫理的ジレンマにおける判断指針となる機能

倫理基準にはクライアントだけではなく、組織・職場や社会に対する責任を示しており、社会福祉士の実践は複数の人々や組織に対して責任を負っています。そのため社会福祉士の実践には倫理的ジレンマが生じるのが必然です。倫理的ジレンマに直面した場合の判断指針となるのが倫理綱領です。

④説明責任を遂行する機能

社会福祉士は社会に対して説明責任を果たさなければいけません。社会の人々が倫理綱領を読み、社会福祉士のことを理解し、信用できる専門職であると判断することができます。この役割を果たすのが倫理綱領です。

⑤外部規則に対して防備する機能

社会福祉士が実践する場面において、組織や法制度が、ソーシャルワークの原理と異なる場合があります。このような場合の根拠となるのが倫理綱領です。社会福祉士はソーシャルワークの原理の実現のために組織や社会に働きかけなければいけません。

(4)専門職倫理の必要性

なぜ社会福祉士にとって倫理綱領が必要なのか。その必要について4つの点をご紹介します。

①クライアントの生活に影響を及ぼすため

社会福祉士の実践はクライアントの生活に影響を及ぼします。実践の1つ1つの判断がクライアントの人生に影響を及ぼすことを考えるとその必要性は明らかです。

②クライアントがパワーレスな状態にあるため

クライアントは本来自身がもっているパワーを発揮できないパワーレスな状態になりがちです。クライアントに対する場面で支援者である社会福祉士と上下関係が生じやすいものです。クライアント主体の支援を続けるためにも専門職倫理は必要不可欠です。

③倫理的ジレンマが必然であるため

社会福祉士の実践では必然的に倫理的ジレンマを抱えます。倫理的ジレンマが伴う実践だからこそ指針となる専門職倫理は必要不可欠です。

④社会福祉士も人間であるため

社会福祉士といえども人間であり、個人的な性格、生活歴をもっています。このような人間ならではのリスクを予防するためにも倫理綱領は必要不可欠です。

(5)倫理綱領を活用すべきとき

社会福祉士はどのようなときに倫理綱領を活用するのか。倫理綱領は1回読んで終わりというものではありません。日々の実践の中で活用すべきものといえます。ここでは主に活用される3つの場面をご紹介します。

①社会福祉士の姿勢や行為を再確認するとき

社会福祉士には、個人の価値観と社会福祉士の価値観が存在します。ときに社会福祉士は個人の価値観を指針として行動することがあり得ます。そのようなとき自分自身に気づき、判断の前に倫理綱領や行動規範を確認することが大切です。

②実践を振り返るとき

社会福祉士としての実践を振り返ると

きに評価の指標となるのが倫理綱領・行動規範であり、実践を高めることができます。

③実践において判断に迷うとき

社会福祉士の実践には責任と難しい判断がつきものです。このようなときに倫理綱領を見直す必要があります。日頃から倫理的判断の訓練をするために倫理綱領を活用することができます。

3. 倫理綱領・行動規範の改定

(1)ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の改定ポイント

- ①旧定義の「問題解決」という言葉が姿を消し、ウェルビーイングを高めることを目指し、生活課題に取り組むことを支援し、人々や様々な構造に働きかける支援が導入されました。
- ②「実践に基づいた専門職」が追加されました。
- ③「より良い社会をつくるために、社会を変えていく」とされ、強調されているのは、「主体的に社会を変えていく役割を担う」という自覚を強烈に求めています。

(2)改定倫理綱領でいうクライアントの定義

改定倫理綱領でいうクライアントとは、グローバル定義に照らし、ソーシャルワークが必要な人々および変革や開発、結束の必要な社会に含まれるすべての人々を指し、ミクロからマクロの視点を指しています。

(3)改定倫理綱領における原理への変更

ソーシャルワークのグローバル定義で挙げられた諸原理に沿って原理と変更になっています。原理とは価値よりも絶対的で揺るがないものです。

(4)原理、倫理基準の改定ポイント

①原理

I（人間の尊厳）で性に関する事項を詳細に追加しています。

II（人権）を追加しています。

III（社会正義）無関心を追加しています。

IV（集団的責任）を新たに追加しています。

V（多様性の尊重）新たに追加しています。

VI（全人的存在）を新たに追加しています。

②倫理基準

I からIVまで関係する箇所について改定が加えられています。

4. おわりに

これからの社会福祉士には、ミクロレベルの実践（個別支援）のみならず、メゾレベル（組織・地域）、マクロレベル（制度・政策）の実践を展開していくことが求められています。また、職能団体に所属しているメリットを十分に活用していく必要もあります。職能団体は、個人のスキルアップのためだけではなく、組織を通じたソーシャルアクションを行い、クライアントのためにより良い社会を作っていくためにも活用される必要があるものです。職能団体に所属することが大きな力になります。

本稿では、倫理綱領・行動規範の本文のご紹介や改定倫理綱領・行動規範の詳細はご説明しておりませんが、この機会に皆様もぜひ倫理綱領・行動規範について書かれている書籍を日々の実践の中でご活用ください。

文献の紹介

・公益社団法人日本社会福祉士会編集

（2022）「社会福祉士の倫理」中央法規出版

【新人社会福祉士の紹介】①

氏名：正木 大良（33歳）

所属：道北地区支部

旭川市福祉保険部

福祉保険課



（社会福祉法人旭川市社会福祉協議会から派遣）

私は学生の頃から福祉の仕事に興味があり、社会福祉士を取得後、医療の現場で唯一福祉的観点から患者を支援する、医療ソーシャルワーカーの仕事に魅力を感じ、病院で働き始めました。

しかし、次々と来る電話や相談、多職種連携の日々に対応できず、「自分にはできない仕事だった」「社会福祉士に向いていない」と、辞めてしまった経験があります。憧れていた仕事を辞めてしまって、これからどうしようかと福祉以外の道を考えてみましたが、他にやりたいことは見つかりませんでした。

紆余曲折はありましたが、次第に自分のなかで「もう一度挑戦してみたい」という思いが強くなり、病院時代に住み慣れた地域で暮らすための支援に多く関わった経験から、地域福祉に惹かれ、社会福祉協議会で働くことを決めました。それから、旭川市社会福祉協議会に入職し、同僚や上司、関係機関、地域の皆さまに助けられ、病院時代の経験、反省も生かし、今日に至っております。

今後は、社会福祉士会で研修や研究などに積極的に参加し、勉強と努力を継続していきたいです。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【新人社会福祉士の紹介】②

氏名：田村 裕幸

所属：十勝地区支部

社会福祉法人清水旭山学園



現在、私は障がい福祉の現場で利用者支援や相談支援業務に携わっています。社会福祉士の資格については私自身が単純に勉強することや資格を取得することに興味があったことや、社会福祉士の専門職として働く友人の話を聞き、興味を持ったことなどにより、通信課程を経て資格を取得しました。

社会福祉士会への入会については、相談支援専門員として利用者さんやご家族の皆さんの相談を受けていく中で、多職種との連携がとても重要であると感じたことが大きな理由です。社会福祉士会での活動や研修を通じて様々な分野、機関の皆様と連携や関わりを持たせて頂くことで、相談業務の支援の充実に繋げていきたいと思っています。

研修会や業務などで関わりを持たせて頂いた際には皆様と一緒に活動していきたいと考えていますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、権利擁護や成年後見制度についての知識や理解を深め、社会福祉士としての役割や視点についてなど、専門性を高めていけるよう学ばせて頂きたいと思っています。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

【ベテラン社会福祉士の視点】①

「やれるならやった方が
いい！」～62年を振り返り～

氏名：志田原実男

(62歳)

所属：道央地区支部

医療法人北翔会



62歳となりました。

人生諸先輩の皆様異口同音に「志田原君、人生はあっという間に終わる。やりたいこと、周囲より期待されたことは、やれるならやった方が良い！」

このお言葉の本質では理解出来ずにいながらも、座右の銘と勝手に思い込んでいた節がある。

30代後半に当会白戸前会長より「一緒にやらないかい！」の一言で理事を歴任させて頂きました。

若気の至り？もあり、解らない事象が多い中でも今から思えば若さゆえと周囲の皆様方（妻含め）のご支援の下、約15年間理事を勤めました。

私が理事歴任中の会長は「白戸会長」「奥田会長」「柏会長」でした。お世辞抜きに社会福祉への見識と行動力そして情熱がスゴイ！

勤務先職員とは異次元の方々と、当に私などでは、とてもかなわないリスペクトすべき皆様と「同じ窯の飯を食べた」のは良い思い出と共に間違いなく私の現在の基盤でありますし、そして何よりスゴイ人と出逢うのが最大の魅力で文字通り人生観が変

わりました♪

実は同時期より他団体ですが「一般社団法人北海道老人保健施設協議会」の事務連役員も始まり、こちらはその後現在も任務中。その他にも住所地のある岩見沢を拠点とした「岩見沢ケアマネ連絡協議会会長」「空知地区ソーシャルワーク業務担当者会会長」等パブリック団体関連を兼務し、マックス法人業務含め「十足の草鞋状態」をこなしました！

60歳を過ぎ老化がもはや顕在化！特に記憶障がいヒドイ！

「数字を覚えられない」「人の名前を覚えられない」「固有名詞が浮かばず アレ・アレ」の始末！この62歳の時点で「一緒にやらないかい！」の一言を頂いても、妙に社会を知ってしまい、お受けをしなかったと思いますし、業務遂行困難であろうと思います（勿論声も掛けられる筈がありません！）

仕事人生の終盤に差しかけながらも、未来はあるのは事実と思います。

しかしながら、現実として過去へ戻れないのも事実。自分なりに当会含めパブリックの仕事の機会を頂いたのは、感謝以外ないと人生諸先輩皆様の提言通り「やれるならやった方が良い」を鵜呑みにしながらも、他者（特に年配者）の意見は素直に聞くもんだ！としんみり心底思っております。

【ベテラン社会福祉士の視点】②

「インテューション
(intuition)」

氏名：長谷川敦子（63歳）

所属：日胆地区支部

クレシェンド

社会福祉士事務所



通信課程で社会福祉を学び始めたのは37歳、その後40歳を目前に社会福祉士としてデビュー。就職先では、福祉系大卒でベテラン気骨に満ちた同世代の大先輩達よりご指導頂いたのは私の宝です。右往左往しつつも、当時噴火直後の有珠山に気圧されたかの様に次第にボルテージが上がった様です。

それ迄の社会生活では、全く福祉とは縁遠いもの（高校教諭、外資系広報等）でしたが、その過程があったからこそ辿り着いた新境地とも言えます。インターネットなど無く福祉畑への素養や情報は皆無の当時の私。シングルマザーとなり北海道に戻り路頭に迷うある時、某福祉専門学校の通信講座二次募集広告が突如目の前に現れ、「これだ」と直感で決断。図書館で専門書類に俄か作文を仕上げ、締め切り間際に入学願書を提出。その学校が一次募集で打ち切っていたなら、また別の人生を歩んでいたのかも知れません。私の場合の直感とは、実体験由来のものと映画や読書等を通じて潜在下に深く刻み込まれた心象風景が織り交ぜられたデータから必要時、瞬時に

湧き上がる勘の様なもの。前者としては、調停離婚に至るまでの体験由来の様です。後者としては、映画ラ・ストラダが最たる例になるのかも。知的に支障あるジェルソミーナの不憫さが、これを観た若かりし頃から脳裏を過り、「あの道で彼女を救わねば」との心の声が、権利擁護の扉を開く契機とも思えます。また尊敬する上杉鷹山の紀伝では、財政立て直しへの超ストイックな尽力の背景にある、中庸で人への深い愛と慈悲の精神に焦がれつつ、福祉事業と権利擁護の先駆者として心に刻まれます。

さて遅出デビューからは、凝縮された23年が瞬く間に経過し現在に至ります。地域包括支援センターを定年退職後、成年後見支援センターに開設から従事。現在はフリーランスで成年後見等の権利擁護業務、法を絡めた職務をライフワークとしています。法の領域では、法的な点を第一次的にせず、根底に潜む真のニーズを並列的に聴取し積極的提示を行い、血の通った法律的解決を目指すとされ、アドボガシーの尊重が謳われます。法律と福祉が一元化されつつある昨今、社会福祉士のセンスとモラルを生かした福祉的解決を社会に浸透させて行きたいと切に願います。

【地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

道央地区支部からのお知らせ（詳細は地区支部のホームページにて）

日時：3月2日(土)10時00分～12時00分

場所：札幌市社会福祉総合センター 4階
視聴覚室（札幌市中央区大通西19丁目）

「子ども支援ースクールソーシャルワーカー等の支援を通じてー」

講師：札幌大谷大学短期大学部准教授

今西 良輔 氏

【道北地区支部】

道北地区支部では、6月4日ハイブリッド形式にて「高齢者・障がい者虐待防止研修会」を開催し、37名の参加でした。

6月12日 司法福祉委員会WEB勉強会を開催し、参加者18名でした。

9月7日 ワークスサロンが開催。

9月15日 若手職員向け研修会「精神疾患の基礎知識～ケースが統合失調症でも慌てないために福祉の現場で働く若手職員を中心に、名寄市立大学生、ベテランの職員など46名の参加。

11月18日に名寄市立大学にて秋季市民公開セミナーを開催しました。

【道南地区支部】

道南地区支部では、定例学習会、函館弁護士会との共催で定期開催している成年後見事例検討会や司法と福祉との連携勉強会を行いました。

定例学習会では、「悩まない社会福祉士に喝!! 悩みを科学的に乗り越えよう!」と題し、社会福祉士として、日ごろの仕事等で生じる悩みやジレンマを科学的に乗り越える力を培えることを目的に今回の学習会からテーマに継続性を持って行って参ります。

今後の活動として、定期開催している上記勉強会の他、新型コロナ禍で中止していた社会福祉セミナー等を再開する予定です。

【日胆地区支部】

10月21日に多職種連携強化促進事業研修を開催いたしました。医療・福祉に専門職における多職種連携の可能性をテーマに、コミュニティナース苫小牧・白老代表の川田様、フリーランス助産師の中田様に実践報告を頂きました。地域活動の形や在り方も形を変えていく中で、ともに歩んでいく仲間と、新たな課題に出会えた貴重な機会となりました。

【十勝地区支部】

十勝地区支部では、10月9日に10士業合同『くらしのよろず無料相談会』に社会福祉士会として4名が相談員として参加しました。

10月14日に株式会社あおいけあの加藤忠相氏をお招きして社会福祉セミナーを開催。74名の参加があり好評でした。

10月16日には成年後見ミニ勉強会を開催し9名が参加。事例を通して学びを深めました。

今後、権利擁護セミナー、隔月開催のソーシャルワークカフェなどを予定しています。引き続き各種研修会など、今年度の活動を進めていきます。

【オホーツク地区支部】

当支部では、9月30日(土)にばあとなあ登録者向け学習会をハイブリッドにて開催しました。登録者による事例報告や、市民後見人へのリレーをテーマにした意見交換を行っています。また、今後は会員学習会で倫理綱領・行動規範をテーマとした学習会など予定しています。その他の事業についても協議中ですが、集合研修等で会員の皆様と情報交換や交流ができることを楽しみにしております。

【釧根地区支部】

釧根地区支部は新型コロナウイルスが5類型となったことから対面による交流を開催していくことしました。

会員が一堂に会することも難しいことから、「新人」「ベテラン・中堅」「根室管内」の3回にわけ交流機会を設定しました。

情報交換の後は懇親会も実施。どの会も10名以上が参加し延べ40名程度の参加となりました。

オンラインでは得られない情報量と質の高さを実感することができ有意義な時間を過ごすことができました。

当地区支部は、オンライン交流も対面での交流も大切にしながら活動をしていきたいと考えています。



【Break time ～三択クイズ～】

Q. 「〇〇〇〇は専門職倫理を倫理基準として明文化したものです。」
〇に入る言葉はどれでしょう？

①行動規範 ②倫理綱領 ③職能団体

正解者の中から抽選で3名様に、3千円相当の景品をプレゼントします。
回答及び当選者は次号に掲載します。

【応募方法】

応募フォームまたはメール・FAX・郵送でご応募ください。

応募フォームはこちら⇒<https://forms.gle/5rDBEcZLog7MjGHw8>

＜メール・FAX・郵送の場合＞

件名を「懸賞について」とし、①氏名 ②会員番号 ③答え ④本誌の感想などを記載
しご応募ください。

応募締切：2024年1月15日(月) ※消印有効

応募先：北海道社会福祉士会事務局（表紙に記載）



【前号の答え】 ①海の日

※社会福祉関係の全国17団体が加盟するソーシャルケアサービス従事者研究協議会にて、
ソーシャルワーカーの社会的認知を高めるために2009年から「海の日」をソーシャル
ワーカーデーと設定しました。

【前号の当選者】

鈴木 理沙さん（道央支部）、関川 敏江さん（道南支部）、
浜尾 勇貴さん（釧根支部）

以上の3名でした。おめでとうございます！



【数字でみる北海道社会福祉士会（認定社会社会福祉士編）】

38名

北海道社会福祉士会の会員のうち、認定社会福祉士登録者は現在38名（2023年4月1日付）で、ここ5年間横ばいになっています。全国には、907名（2023年4月1日付）の認定社会福祉士がいますが、まだまだ少ないので、認定社会福祉士を目指して、専門性を高めていきましょう。

認定社会福祉士に関する詳しい情報は
<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/>（日本社会福祉士会HP内）よりご確認ください。